

(地Ⅲ181F)

平成20年10月22日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 内田 健



平成20年度の集合契約における実施機関追加作業の
延長等について（保険者協議会中央連絡会通知）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、特定健診・特定保健指導の「今後のスケジュール等について」（保険者協議会中央連絡会資料）の送付につきましては、平成20年3月28日付（地Ⅲ325F）をもって貴会宛にお送りさせていただきました。

今般、保険者協議会中央連絡会より別添のとおり、平成20年度の集合契約における実施機関追加作業の延長等について通知が出されておりますので、参考まで送付いたします。

本通知では、実施体制の拡充が必要と考えられる地域に限り（原則として添付資料1に示されている条件に該当する地域のみ）、平成20年12月末まで引き続き契約追加作業を行うこととされております。なお、岩手県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府以外で、条件に該当すると認識している保険者協議会は、10月24日までに保険者協議会中央連絡会に通知することとされております。

また、契約期間中に実施機関番号の変更が生じた場合の契約書の変更や請求書の変更につきまして、添付資料2に示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会等への周知方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

また、本通知につきましては郵送でも送付いたしますとともに、別添様式の実施機関番号等変更届につきましては、本会ホームページに掲載させていただく予定でありますことを申し添えます。

平成20年10月10日

各都道府県保険者協議会 御中
医療保険者各位

保険者協議会中央連絡会

平成20年度の集合契約における実施機関追加作業の延長等について

保険者協議会の運営につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

各都道府県の保険者協議会におかれましては、市町村国保の契約スキームを利用する集合契約の成立により実施体制を確立し、特定健診・保健指導が順次実施されている状況と拝察致します。

集合契約の成立に向けた全国共通でのスケジュールや対応方針等については、保険者協議会中央連絡会にて協議し決定した方針として逐次ご案内しており、これに沿った関係者の取組みを進めていただいてきたところですが、現状において、特定健診・特定保健指導の実施体制はほぼ確立されたものの、加入者の利便性を向上させるために実施体制の拡充が必要と考えられる一部の都道府県に限り、引き続き契約追加作業を行うことが必要と判断し、その方法等を別添のとおり整理しましたので、ご案内致します。

また、契約追加作業の延長に関連し、契約期間中に実施機関番号の変更が生じた場合の契約書の変更や請求時の変更についても別添のとおり整理しましたので、併せてお知らせ致します。

各位におかれましては、大変恐縮ではございますが、別添資料に沿った対応を、引き続き宜しくお願ひ致します。

[添付資料]

1. 平成20年度の集合契約における実施機関番号追加作業の延長等について
2. 特定健診・保健指導実施機関番号の変更等について

平成 20 年度の集合契約における実施機関追加作業の延長等について

平成 20 年 10 月 10 日
保険者協議会中央連絡会

- 平成 20 年度の集合契約における特定健康診査・特定保健指導実施機関の追加作業（以下「契約追加作業」という。）については、次のように取り扱うことを確認し、作業を進めてきたところ。
 - 特定健診の実施機関
 - ① 概ね 4 月いっぱいを目途に契約折衝を終了（他の契約でその地域の実施体制がある程度カバーできない場合に限る）
 - ② 9 月末までの間、既存の契約条件に参加する実施機関のみ契約書の実施機関一覧へ追加
 - 特定保健指導の実施機関
 - 9 月末まで契約折衝を行い、実施体制を整備
- 当初予定の 9 月末までに、特定健診・特定保健指導の実施体制はほぼ確立されたことから、契約代表者等の負荷や平成 21 年度の契約準備作業への影響を考慮し、加入者の利便性を向上させるために実施体制の拡充が必要と考えられる地域に限り、平成 20 年 12 月末まで引き続き契約追加作業を行うこととする。
- 具体的な平成 20 年 10 月以降の契約追加作業は、以下のように行う。

1. 契約追加作業の内容

契約折衝や契約書作成等に当たる契約代表者等保険者の負荷を軽減するため、契約追加作業はある程度限定し、条件付きで行うこととする。

具体的には、既存契約への追加（既存の契約条件に参加する実施機関を契約書の実施機関一覧へ追加）及び新規契約とともに、原則として以下の条件に該当する地域のみとする。

■ 特定健診については、契約折衝の遅れ等により 9 月中に実施体制が確立できていない地域（**へき地・離島等**）等いわゆる“空白地域”。【東京都】

■ 特定保健指導については、今後も十分な実施体制の確立が望まれる、特に次に掲げる府県において、引き続き実施機関との契約折衝を行い、早急に実施体制の確立を図る。

【岩手県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府】

※ 上記の都府県以外で、上記の条件に該当すると認識している保険者協議会は、10 月 24 日までに（必着）、契約代表者名にて保険者協議会中央連絡会（受付窓口は国民健康保険中央会）に文書をもって通知すること。その際には、「契約追加が必要な地域（市町村名等）」及び「新規契約か既存契約への追加かの別」を必ず記載すること。

※ なお、平成 20 年 10 月 1 日に「政管健保」（社会保険庁）が「協会けんぽ」（全国健康保険協会）に移行したことに伴い、各保険者が社会保険事務局に提出した委任状は失効する。上記都府県には含まれていないが、他の道府県で契約追加作業を考えている場合、社会保険事務局が契約代表者となっていた府県においては、10 月以降、新規条件での契約作業を行う場合は各保険者から委任状の再提出が必要となるので注意が必要。（既存の契約書は承継されるので、既存の契約条件による実施機関一覧への追加は可能。）

2. 契約追加作業の期限

平成 20 年 12 月末日を期限とする。

平成 20 年度末（平成 21 年 3 月 31 日）まで契約追加作業を実施した場合、平成 21 年度の集合契約の準備作業に混乱（支障）が生じる恐れがあることから、平成 21 年度の具体的な契約書の作成作業に入るであろう平成 21 年 1 月以前の「平成 20 年 12 月末まで」に平成 20 年度の契約追加作業を終了するためである。

3. 具体的な追加作業手順

平成 20 年 4 月 25 日付で保険者協議会中央連絡会から周知（※）された「実施機関の追加作業等について」の「3. 追加作業項目とスケジュール」で示した 4 月以降の作業手順を次のとおり変更し、追加作業を行うこととする。

なお、変更箇所は、太字下線で表記している。

※周知文書を掲載している厚生労働省ホームページのアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosh/iryouseido01/pdf/info03f-25.pdf>

以下の 1～5 を毎月繰り返し実施（12 月末の追加分まで）

	作業項目	実施者	期限等
1	<p>① 既に契約を締結している契約書の契約条件での契約を了承し、乙（実施機関側の契約代表者）への委任状提出が確認された実施機関を、変更契約書の実施機関一覧表に追加し、原契約における甲と乙とで変更契約を締結。</p> <p>② 既に契約を締結している契約書の契約条件での契約は了承だが、乙（実施機関側の契約代表者）への委任状提出が不可である実施機関とは、新たに契約書一式を作成し、契約を締結。</p> <p>また、特定保健指導について、既存の契約と異なる条件（指導内容等）での契約をする場合、新たに契約書一式を作成。</p>	各都道府県の保険者協議会 ※1	毎月末日（末日が休日の場合は、その前日） <u>10月31日</u> <u>11月28日</u> <u>12月26日</u> ※上記の日付でその日までに契約を完了。
2	変更契約書の実施機関一覧表（Word ファイル）を保険者団体の中央組織（委任状とりまとめ者）※2に電子メールにより報告。		更新月の翌月 5 日（休日の場合は、その翌日）
3	保険者団体の中央組織において、適宜編集・加工を行い、傘下保険者へ情報提供。 ※ ①インターネットへの掲載や、②限定的に閲覧可能なホームページへの掲載、③電子メールに添付して送信する等の方法により情報提供。	保険者団体の中央組織	適宜

4	集合契約に参加している都道府県の実施機関一覧表を確認し、必要に応じて加入者等に周知。	各保険者	適宜
5	保険者協議会中央連絡会は、保険者団体の中央組織から最新の実施機関一覧表を適宜入手し、マスタとして保管・管理。	保険者協議会中央連絡会	更新月の翌月の15日(休日の場合は、その翌日)を目途

※1 「各都道府県の保険者協議会」＝契約代表者、参加保険者、保険者協議会事務局（国保連）のいずれかで実施。（以下同じ。）

※2 「保険者団体の中央組織（委任状とりまとめ者）」＝各保険者団体で委任状をとりまとめ、各都道府県の保険者協議会に送付した者。政管健保は含まれない。（以下同じ。）

■ 保険者団体の中央組織への電子メール送信は、仮契約書の確認の際に電子メールの送受信を行ったメールアドレス及び担当者宛に行う。

■ 各都道府県の保険者協議会が保険者団体の中央組織（委任状とりまとめ者）に送付する実施機関一覧表情報は、電子媒体とする。（「変更契約書例（ひな型）」により作成した変更契約書（Word ファイル）を送付すること可。）

※ ファイル名は「契約年月日(半角数字)+都道府県名+契約書番号(半角数字)」とする。

(例) 原契約の場合 : 080401 沖縄県 00012.doc

変更契約の場合 : 080430 沖縄県 00012-1.doc

■ 変更契約書の締結がなかった月についても、翌月 5 日（休日の場合は、その翌日）までに、変更（実施機関の追加）がない旨を各保険者団体の中央組織に報告する。

上記は変更部分の抜粋であるので、上記と併せて、平成 20 年 4 月 25 日付け周知文書「実施機関の追加作業等について」の「4. その他」の「契約書（写）の公表（周知）方法」で示した事務処理を行うこととする。

4. 費用精算スケジュール等の見直し

平成 20 年 4 月以降の契約追加作業に要した経費の精算については、とりまとめを行う保険者団体の中央組織や経費を分担する各保険者の負荷を軽減するため、今回延長する契約追加作業が終了する平成 20 年 12 月末日以降に一律で精算を行うこととする。

具体的には、平成 20 年 3 月 26 日付けで保険者協議会中央連絡会から周知された「集合契約の準備に要する経費の精算スケジュールについて」の「2. 平成 20 年 9 月末までに要した経費の精算」を次のとおり変更し、費用精算を行うこととする。

なお、変更箇所は、太字下線で表記している。

※周知文書を掲載している厚生労働省ホームページのアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshō/iryouseido01/pdf/info03f-24.pdf>

2. 平成 20 年 12 月末までに要した経費の精算

(1) 契約事務に要した総経費の確定

4 月以降、毎月末に実施機関の追加等を予定しているが、その場合は毎月精算するのではなく、追加の最終期限である平成 20 年 12 月 26 日(金)の後に、一括で精算する。

平成 21 年 1 月 9 日(金)までには、各都道府県保険者協議会における契約事務に関する担当が、契約事務に要した総経費を確定し、各保険者への請求額を算定。

(2) 請求リストの送付

平成 21 年 1 月 13 日(火)までに、各都道府県保険者協議会から中央の保険者団体に請求リスト（各保険者別請求額及びそれらを合計した保険者団体としての総請求額）を送付。

※平成 20 年度における集合契約の準備に要した経費の第 2 回分の請求であることを明示する。（別添「請求書例（ひな型）」Excel ファイル対応済み）

(3) 精算時期

精算時期（中央の保険者団体から各都道府県国保連合会の決済口座への振込）は平成 21 年 2 月 13 日(金)から2 月 19 日(木)までの間に完了する。

上記の変更以外は平成 20 年 3 月 26 日付け周知文書「集合契約の準備に要する経費の精算スケジュールについて」に準じた事務処理を行う。

特定健診・保健指導実施機関番号の変更等について

平成 20 年 10 月 10 日
保険者協議会中央連絡会

特定健診・保健指導の集合契約に参加し、契約書の実施機関一覧に登載されている実施機関において、契約期間中に保険医療機関番号や機関名、住所に変更が生じた場合の取扱については、平成 20 年度は 9 月末まで契約追加作業を行ってきたことと併せて、変更契約書により対応しているところである。

今般、平成 20 年 10 月以降も契約追加作業を継続することとなったが、そもそも実施機関番号等の変更は契約条件等を変更するものではないことや、契約代表者等の事務処理の負荷を軽減する観点から、平成 20 年 10 月以降は以下の作業手順により変更処理を行うこととする。

〔※ なお、保険医療機関等の指定については、平成 20 年 10 月 1 日より、社会保険事務局から地方厚生局に移管されているので、注意が必要。〕

1. 保険医療機関番号が変更となる場合

廃止届（及び新規申請）となるか変更届となるかは、地方厚生局ごとに取扱が異なるが、保健医療機関番号の変更（廃止後の新規取得）により新たに実施機関番号の申請が必要となる場合は、次の作業手順により変更処理を行う。

手順	作業項目	実施者	期限等
1	実施機関が、地方厚生局へ廃止届及び新規申請等を提出	実施機関	受付（締切）日や交付日は地方厚生局により異なる。
2	新しい保険医療機関番号（保険医療機関指定通知書）の交付	地方厚生局	
3	支払基金（及び代行機関）に対し、所定の様式により届出	実施機関	新しい保険医療機関番号交付後、速やかに。
	契約代表者へ、別添様式「実施機関番号等変更届」により届出	実施機関	
4	実施機関番号の変更処理 ※ 支払基金の場合、毎月 20 日までに受付した届出書を翌月 6 日以降受付分のデータ処理から反映。	支払基金	毎月 20 日まで。
	○ 保険者協議会ホームページを有効的に活用した効率的な周知（ホームページに掲載し、その旨を保険者団体の中央組織（委任状とりまとめ者）に電子メールで報告。または、 ○ 実施機関番号等変更届（Word ファイル）を保険者団体の中央組織（委任状とりまとめ者）に電子メールにより報告	契約代表者（保険者協議会）	実施機関番号等変更届を受理した月の翌月の 5 日まで
	保険者団体の中央組織において、適宜編集・加工を行い、傘下保険者へ情報提供。 ※ ①インターネットへの掲載や、②限定的に閲覧可能なホームページへの掲載、③電子メールに添付して送信する等の方法により情報提供。	保険者団体の中央組織	適宜

6	加入者向けの周知資料の修正等	各保険者	適宜
7	請求データの変更・切り替え	実施機関	支払基金に 20 日までに提出した場合、翌月 6 日以降に支払基金に送付する請求データから新番号により請求

2. 保険医療機関番号の変更がない場合

地方厚生局において廃止届（及び新規申請）ではなく変更届による処理となる場合は、次の作業手順により変更処理を行う。

手順	作業項目	実施者	期限等
1	実施機関が、地方厚生局へ変更届を提出	実施機関	
2	支払基金及び代行機関に対し、所定の様式により届出 契約代表者へ、別添様式「実施機関番号等変更届」により届出	実施機関	変更届提出後、直ちに。 ※支払基金の場合、毎月 20 日までに受付した変更届を翌月 6 日以降受付分のデータ処理から反映。
3	実施機関情報の変更処理 ※ 支払基金の場合、毎月 20 日までに受付した届出書を翌月 6 日以降受付分のデータ処理から反映。 ○ 保険者協議会ホームページを有効的に活用した効率的な周知（ホームページに掲載し、その旨を保険者団体の中央組織（委任状とりまとめ者）に電子メールで報告。または、 ○ 実施機関番号等変更届（Word ファイル）を保険者団体の中央組織（委任状とりまとめ者）に電子メールにより報告	支払基金 契約代表者（保険者協議会）	毎月 20 日まで。 実施機関番号等変更届を受理した月の翌月の 5 日まで
4	保険者団体の中央組織において、適宜編集・加工を行い、傘下保険者へ情報提供。 ※ ①インターネットへの掲載や、②限定的に閲覧可能なホームページへの掲載、③電子メールに添付して送信する等の方法により情報提供。	保険者団体の中央組織	適宜
5	加入者向けの周知資料の修正等	各保険者	適宜
6	請求データの変更・切り替え	実施機関	支払基金に 20 日までに提出した場合、翌月 6 日以降に支払基金に送付する請求データから新番号により請求

別添様式

原契約書の契約番号を記載

契約番号

実施機関番号等変更届

提出日を記載

平成 年 月 日

○○県保険者協議会 契約代表者様

住 所
名 称
代表者名

住所、名称、代表者名
に変更があった場合、
変更後のものを記載

印

平成○○年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書記載事項に下記のとおり変更があ
ったので、届出をします。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

(注 1)「変更事項」欄には、集合契約の標準的な契約書例(ひな型)の別紙「実施機関一覧表」の事項名を記載する
こと。(例:「健診・保健指導機関番号」「医療機関名」「住所」)

(注 2)「変更年月日」欄は、社会保険事務局に提出した「廃止届」の「廃止年月日」や「変更届」の変更年月日を記載
すること。

以上

(添付書類)

1. 保険医療機関番号の変更があった場合 新しく交付された「保険医療機関指定通知書」の写し
2. それ以外の場合 地方厚生局へ提出した「保険医療機関変更届」の写し